

長浜市告示第127号

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（給食材料費高騰分）
交付要綱（令和7年長浜市告示第316号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第4条第1項中「令和7年4月」を「令和8年4月」に改め、同項第1号中「430円」を「760円」に改め、同項第2号中「30円」を「360円」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項ただし書中「第9条」を「第8条」に改める。

様式第1号中「430円」を「760円」に、「30円」を「360円」に改める。

様式第2号中「第7条」を「第6条」に、「430円」を「760円」に、「30円」を「360円」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項本文の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。